

西宮市「声の市政ニュース」発行事業実施要綱

(目的)

第1条 「声の市政ニュース」発行事業は、視力障害者で墨字の市政ニュース、点字市政ニュースを読むことのできない者のために市政の動きを伝えることにより、視力障害者の福祉増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の設置主体は西宮とする。ただし、事業の運営は市政ニュースの音声入力から発送までの業務を受託できる団体へ委託することができる。

(配布希望者の事前登録)

第3条 「声の市政ニュース」の配布を希望する者は、あらかじめ本事業の運営主体に申出て、登録しておかなければならない。

(配布対象者)

第4条 視力障害者とする。ただし、点字市政ニュースの配布を受けているものは除く。

(内容)

第5条 年間23回発行される「市政ニュース」を中心に、「西宮市視力障害者協会だより」をあわせて編集したものとする。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。